

商工新聞読者と会員増やして、強く大きな民商を次世代に!!

名古屋北部民商ニュース

2018年9月24日(月)発行

No.297

名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目19番地

TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114

E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

青年部が補助金活用セミナー開催 夢あふれる意見、愛あるダメ出しも



9月10日(月)夜、青年部主催で、「補助金活用セミナー」を中小企業診断士の長谷川大介さんをお招きして、8名の参加で行いました。

白部青年部長からの挨拶の後、長谷川さんから、パワーポイントをを使って、補助金の仕組みや、特に小規模事業者持続化補助金の具体的な内容や申請方法に絞り、解り易く、熱心に報告がありました。

その後は、内容に関する質問や、自らの業種(理容・IT関係・和菓子・建設業等々)に関わって、どんな補助金の申請が可能か、交流がありました。

白部部長は昨年、他

北税務署と交渉

名古屋北部民商は9月14日(金)午後、名古屋北税務署と交渉を行いました。交渉には、柳澤会長、井浪副会長、楠支部の支部長と事務局が参加し、総務課長、個人第一統括官、徴収統括官と課長補佐が対応しました。

回答を受けた後、事前通知は「担当署員による電話ではなく、税務署長が文書で行う」よう重ねて要求、「国税通則法改正前から事前通知は担当署員が電話で行うよう運用しており、法令に抵触するとは考えていない」と繰り返す一方、「調査の現場でも、一字一句同じことは言えないが、可能な範囲で回答する」としました。

これに対し、税務調査は「納税者の理解と協力を得て行う」(税務運営方針)という点からも「事前通知は文書で行うべき」と強く要求しました。

民商は引き続き、民主的な税制と税務行政への改善を求める、世論を広げ、運動を強めます。



民商の補助金学習会にも参加し、今年も、県などの補助金申請にも取り組んでいる経験も報告。

全く、補助金のイメージの湧かなかったIさんも、「今まで、何とか仕事をこなすことのみで、自らの商売を考えることはなかったが、報告や皆さんの話を聞き、『こんなこともできるのでは?』と参

考になりました。」という思い発言。

交流では、計画書作りや申込書作成も、集団で検討し、『自らの商売語る会』にも、取り組みたい」など、夢あふれる意見が出されました。

参加した柳澤会長も、閉会のあいさつで、県連主催の商工交流会の参加も呼びかけつつ、「今回の補助金学習会

は、私が会長になって、是非とも取り組みたかった企画、それが実現してうれしい。」と発言。それを受け、橋本前青年部長から「会長!学習会だけで、満足しては駄目だよ。看板作成や商売のHP作りで、会長も補助金に挑戦しないと!」と「愛あるダメ出し」がされ、大爆笑でにぎやかに閉会となりました。

会員訪問と商店訪問

署名・宣伝行動

役員研修会も

9月16日(日)午前、5組に分かれて、守山区の会員訪問、北区上飯田周辺の商店訪問とスーパードで署名・宣伝行動を行いました。

午後からは、民商事務所①総会方針、②税務調査、③消費税複数税率・インボイスをテーマに役員研修会を開催しました。

※詳細は次号に掲載



毎月15日までに集金して班、支部の役員に届けてください。
会費の集金は15日80%、月末100%になるようご協力を!!

名古屋北部民商の
ホームページはコチラ

